北神　圭朗	民進党	平成二十九年十月四日
吉良　州司	民進党	
小宮山泰子	民進党	
近藤　洋介	民進党	
坂本祐之輔	民進党	
階　　猛	民進党	
武正　公一	民進党	
田島　一成	民進党	
田嶋　要	民進党	
玉木雄一郎	民進党	
津村　啓介	民進党	
寺田　　学	民進党	
福島　伸享	民進党	
古川　元久	民進党	
古本伸一郎	民進党	
牧　　義夫	民進党	
升田世喜男	民進党	
松木　謙公	民進党	
（松木けんこう）		
松野　頼久	日本維新の会	
馬淵　澄夫	民進党	
宮崎　岳志	民進党	
村岡　敏英	民進党	
本村賢太郎	民進党	
山井　和則	民進党	
柚木　道義	民進党	
吉田　　泉	民進党	
渡辺　　周	民進党	
近藤　昭一	民進党	
高井　崇志	民進党	
大島　　敦	民進党	平成二十九年十月五日
落合　貴之	民進党	
青柳陽一郎	民進党	
篠原　　豪	民進党	
荒井　　聰	民進党	
佐々木隆博	民進党	
本多智奈美	民進党	
（西村智奈美）		
福山　哲郎	民進党	
逢坂　誠二	民進党	平成二十九年十月六日
中根　康浩	民進党	平成二十九年十月八日

○法務省告示第五百八十八号

兵庫県姫路市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年一月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、姫路市役所又は神戸地方法務局姫路支局に照会すること。

平成二十九年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子

兵庫県姫路市飾磨区今在家八百九十一番地

古森　　孝

○法務省告示第五百八十九号

長野県下伊那郡天龍村役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十九年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子

長野県下伊那郡神原村四千五百五十五番地

前田　吟龍

○法務省告示第五百九十号

静岡県磐田市役所保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年一月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、磐田市役所又は静岡地方法務局浜松支局に照会すること。

平成二十九年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子

静岡県磐田郡豊浜村豊浜六十九番地　大森　　勇

○法務省告示第五百九十一号

仙台市青葉区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十九年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子

仙台市青葉区芋沢字新田五十七番地　横山　織香

○外務省告示第四百二十一号

平成二十九年十二月十二日にムバネで、スワジランド王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

平成二十九年十二月二十五日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　　義偉

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　川口周一郎在スワジランド公使参事官

世界食糧計画側　アルベルト・コレイア・メンデス在スワジランド事務所代表

支部の数	一四一	届出年月日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四一	平成二十九年十月十日
自由民主党		
支部の数	七六二九	届出年月日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二九	平成二十九年十月十一日
日本維新の会		
支部の数	一四〇	届出年月日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四〇	平成二十九年十月十日
自由民主党		
支部の数	七六二〇	届出年月日
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七六二〇	平成二十九年十月十一日